

第18号議案

「音羽書のアートของ会展 vol.11」の後援名義の使用承認について

上記の議案を提出する。

令和2年3月27日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

<

別記様式第1号 (第6条関係)

文京区教育委員会 共催・後援 名義使用申請書

文京区教育委員会 殿

2020年 2月 10日

申請者 (申請団体)

音羽書アートの会

住所 (所在地)

文京区大塚2-10-8

代表者名

(ふりがな) まり とし かず お
諸 留 和 夫

代表者連絡先
(事務担当者)

まり とし 洋 子 (号:大宮)

090-6038-2389 (03:39 44-084)

下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・後援名義を使用したく、申請します。

記

事業名	音羽書アートの会 展 vol.11 (22周年)	
実施期間	2020年 8月 10日(月) から 2020年 8月 13日(木) まで(3日間)	
実施場所	文京区春日 1-16-21 文京キャブリーニシビック	
事業内容	目的※	普段は漢字・かじ筆を練習以上子に書けような勉強を続けています。2年に1度は、大きな紙に大きな字を書く事で本人に心の中を表現する喜びを感じてもらえる作品作りをし発表をします。毎回観に来る方々からは「子供達の作品からエネルギーをもらった」と喜ぶ声も聞いております。
	内容	半紙から大作(180×90 ^{cm})まで。聴者から前衛書等の作品を幅広く展示します。
	対象者	大人から子供まで (参加予定人員 40 人) ^{入場者含め} 700人位
	参加費	一人 12,000円(会員) 来場者は無料。
他団体の共催、後援等(申請中、承認済の別)	東洋書芸院(後援承認済)・産経新聞社(後援承認済)	
備考		
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに <u>同意する</u> ・同意しない		

※「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

事業の実施要綱等

1. 事業の目的

主として区内在住の児童、生徒、保護者、一般の方及び彼等知人の方々に普段は書（ひらがな、漢字）の練習をし、技術向上を目指している。また、大きな作品を制作することにより会員達に普段とは違った書の楽しみも体験してもらい、それらの活動の成果である作品を一般区民の方々にも鑑賞していただく感動を味わってもらうため。
る供も含め

2. 事業の計画

文京区役所一階のギャラリーシビックにて作品数約 50 点を展示する。

期間は 2020 年 8 月 10 日（月）～8 月 12 日（水）

事業予算書

事業名 音羽書P-Tの会 展 vol.11 (22周年)

団体名 音羽書P-Tの会

収 入	単位：円	支 出	単位：円
会費出品料 (一人12,000) 12,000 ^(均) × 30 ^(名) 6,000 × 2 ^(名) (中途入会者半額)	36,000 12,000	会場費 案内状 印刷費 通信費 録音会費 材料費 広報費 雑費 予備費	60,000 25,000 25,000 40,000 60,000 60,000 50,000 30,000 22,000
計	372,000	計	372,000

2020年2月10日

(備考)

音羽書アートの会（音羽会）会則

2010年4月1日制定

（名称・事務所・連絡先）

第1条 本会は音羽書アートの会（音羽会）と称し事務所を
〒112-0012 文京区大塚2-10-8 諸留大穹（Tel 090-6038-2389）に置く。

（目的）

第2条 書の練習や大きな作品作りにより会員の技術向上や書の楽しみを体験すること。
同時に活動の成果を地域の児童・生徒・保護者達に還元し、書を通じ心の豊かさ
や日本文化を広めることに役立てること。

（活動内容）

第3条 ・月3回の手習いをする。
・2年に1度の会員展を実行する。
・毎年実施の展覧会（産経国際書展、文京書道連盟展等）への参加出展。

（会員の資格）

第4条 第2条の目的に賛同する方。書を楽しみたい方。

（役員）

第5条 役員は次の通りとする。
会長1名、副会長1名（事務局兼務）、会計1名、会計監査1名。

（役員選出の方法）

第6条 会員による推薦。

（役員の任期）

第7条 任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

（総会・役員会）

第8条 本会は年2回の役員会及び必要に応じて臨時役員会を開催し、次の事項について
審議する。

（1）事業計画 （2）予算、決算 （3）必要事項について審議する

（経費）

第9条 本会の経費は年会費によって補う。
展覧会の経費は毎月の積立金によって支出する。

（会計年度）

第10条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日迄とする。

（会則の発効）

第11条 本会則は2010年4月1日より施行する。

会 員 名 簿

団体名 **音羽書PORTの会**

	役職	氏名	住所 (在勤・在学者は下段に名称と所在地を記入)	電話番号	年齢
1	会長	諸留和夫			
2	副会長 (事務局長)	諸留洋子			
3	会計	横田礼子			
4	会計監査	竹中恵子			

【注意】

- ・実際に活動している全ての会員についてご記入ください。
- ・活動していない人の名前を記載すること、区外会員の記載を省略すること等の不正が認められた場合、登録を取り消すことがあります。
- ・在勤、在学者については住所欄の下段に勤務先や学校の名称と所在地をご記入ください。
- ・必要事項が全て記載されていれば、既存の名簿をご提出していただいても結構です。

